

岩手県告示第 447 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 4 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更したいので、その旨告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩泉町伏屋鳥獣保護区
- 2 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道 340 号と民有林 386、388、389、268、270、271、272、274 及び 273 林班と民有林 385、393、392、390、267、263、262、261、105、104 及び 275 林班の境界との交点を起点とし、起点から国道 340 号を南に進み民有林 285 及び 287 林班と民有林 284 及び 288 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北に進みさらに西に進み林道 寄部沢線との交点に至り、同点から同林道を北に進み民有林 292 及び 293 林班と民有林 291 林班、国有林三陸北部森林管理署 502 林班、民有林 295 及び 294 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北に進み林道本銅線との交点に至り、同点から同林道を北に進み民有林 386、388、389、268、270、271、272、274 及び 273 林班と民有林 385、393、392、390、267、263、262、261、105、104 及び 275 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成 20 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、下閉伊郡岩泉町中央部に位置する森林地帯で希少鳥獣の生息域であることから、希少鳥獣及びその生息環境の保護上、鳥獣保護区の区域を拡大して指定するものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成 20 年 6 月 10 日から同月 23 日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び宮古地方振興局保健福祉環境部